

通所型サービス（指定相当通所型サービス） 体制加算等届出添付書類

【提出期限】

加算算定月の前月 15 日まで（15 日が休日の場合は直前の開庁日まで）【必着】

※書類の届出が締切日を過ぎた場合、翌々月以降の算定開始になります。

【体制届に必要な書類】

1. 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）
2. 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 1－4－2）
3. 添付書類（下記の添付書類一覧に記載されている書類を添付してください。）

介護給付費算定に係る体制等	添付書類
職員の欠員による減算の状況	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
高齢者虐待防止措置実施の有無	・ 添付書類なし ※届出がない場合は減算とみなします。
業務継続計画策定の有無	・ 添付書類なし ※届出がない場合は減算とみなします。
若年性認知症利用者受入加算	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ※若年性認知症利用者に対応する職員がわかるようにしてください。
生活機能向上グループ活動加算	・ 添付書類なし
栄養アセスメント・栄養改善体制	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・ 資格者証の写し（管理栄養士）
口腔機能向上加算	・ 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・ 資格者証の写し（言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員） ※加算Ⅱの場合は、LIFE を「あり」にしてください。
一体的サービス提供加算	・ 添付書類なし
サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）	・ サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙 1 4－7） ・ 有資格者等の割合の参考計算書（別紙 7－2）
生活機能向上連携加算 （Ⅰ）・（Ⅱ）	・ 添付書類なし
科学的介護推進体制加算	・ 添付書類なし ※LIFE を「あり」にしてください。
介護職員等処遇改善加算	・ 処遇改善計画書 ※算定しようとする月の前々月の末日までに提出してください。 ※詳細については、別途ホームページをご確認ください。

※ 必要な添付書類については、今後添付書類の追加をお願いすることがあります。